

4 都税徴収猶予額整理状況（令和元年度）

区 分	徴収猶予額 (A)		収入額 (B)		その他減額 (C)		徴収猶予中の額 (D) = (A) - (B) - (C)	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件
平成30年度	19 312 109	1 591	17 623 748	851	193,454	320	1 494 907	420
令和元年度	19 155 051	1 885	17 179 906	747	245 020	379	1 730 125	759
一般の徴収猶予（法15条関係）	381 491	828	60 419	201	16 798	45	304 273	582
不動産取得税 （法73条の25、27等、法附則12条1項）	291 274	448	3 941	5	176 879	309	110 455	134
法人都民税・法人事業税 （法55条の2、72条の38の2、39の2）	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税 （法601条、602条、603条等）	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税・都市計画税 （法附則29条の5第7、8項）	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車取得税 （法125条）	1 347	19	189	2	1 159	17	-	-
自動車税環境性能割 （法164条）	351	8	-	-	122	4	228	4
軽油引取税 （法144条の29）	18 480 588	582	17 115 357	539	50 062	4	1 315 168	39

- (備考) 1 この表は法人都民税・法人事業税に地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。
2 この表の「収入額」には還付未済額は含まれていない。
3 「徴収猶予額」は前年度からの繰越額と本年度決議額の合計、「その他減額」は測定減額、期限経過額及び猶予取消額の合計である。
4 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。

5 都税滞納処分の停止状況（平成29～令和元年度）

(1) 滞納処分停止中の額（税目別）

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
	千円	件	千円	件	千円	件
総 計	6 747 328	50 338	3 453 653	39 487	3 246 817	32 915
法 人 都 民 税 利 子 割	2 848 764	10 982	1 320 735	9 861	1 231 628	9 216
個 人 事 業 税	212 401	1 275	162 757	1 088	121 705	919
法 人 事 業 税	2 055 488	1 790	818 461	1 701	981 144	1 691
不 動 産 取 得 税	167 722	723	128 186	594	126 825	558
都 市 計 画 税	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税 (普 通 税)	191	4	32	1	203	2
軽 油 引 取 税 (普 通 税)	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税	388 209	9 328	330 946	7 902	296 105	7 067
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	1 058 157	26 217	680 409	18 328	484 570	13 459
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-	-	-	-
事 業 所 税	16 223	16	12 128	12	4 637	3
旧 法 に よ る 税 (自 動 車 取 得 税 (目 的 税))	174	3	-	-	-	-

- (備考) 1 この表は都民税個人分を含まない。
2 平成21年度税制改正により、自動車取得税は目的税から普通税に改められ、改正前の目的税分については「旧法による税」として収納することとされた。
3 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。自動車税は自動車税種別割へ改称している。
4 令和元年度分自動車税は自動車税、自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む値である。